

議案第73号

墨田区総合体育館の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年9月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区総合体育館の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

墨田区総合体育館の管理運営に関する条例（平成20年墨田区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第12条第3号中「の利用」を「を利用すること」に改める。

第17条第3項第2号中「発揮」の次に「することが」を加える。

別表 1貸切りの場合の利用料金の部中

「

| | |
|---------|---------|
| 23,000円 | 40,000円 |
| 32,000円 | 40,000円 |
| 4,800円 | 6,400円 |
| 2,300円 | 3,000円 |
| 11,500円 | 20,000円 |
| 16,000円 | 20,000円 |
| 2,000円 | 2,600円 |
| 7,200円 | 14,000円 |
| | 14,000円 |
| | 3,000円 |
| 8,000円 | 10,000円 |

を

| | |
|---------|---------|
| 10,000円 | |
| 8,000円 | 10,000円 |
| 10,000円 | |
| 1,300円 | |
| 15円 | |

| | |
|---------|---------|
| 25,300円 | 44,000円 |
| 35,200円 | 44,000円 |
| 5,280円 | 7,040円 |
| 2,530円 | 3,300円 |
| 12,650円 | 22,000円 |
| 17,600円 | 22,000円 |
| 2,200円 | 2,860円 |
| 7,920円 | 15,400円 |
| 15,400円 | |
| 3,300円 | |
| 8,800円 | 11,000円 |
| 11,000円 | |
| 8,800円 | 11,000円 |
| 11,000円 | |
| 1,430円 | |

に改め、同部付記1中「4までの」の次に「い

16円50銭

ずれかの」を加え、同部付記に次のように加える。

- 5 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額（付記1から4までのいずれかの規定による額を含む。）に当該額の5割相当額を加えた額とする。
- 6 この表の施設区分のうち、規則で定めるその他の施設（1平方メートル当たり）の利用に係る利用料金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表 2 貸切りでない場合の利用料金の部中

| | |
|------|------|
| 500円 | 250円 |
| 300円 | 150円 |

を

| | |
|------|------|
| 550円 | 270円 |
| 330円 | 160円 |

 に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に利用承認を受けているものに係る利用料金については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化を図るため、利用料金の上限額を改定するとともに、新たに区民外料金を設ける必要がある。